資料４

新潟県多面的機能支払制度第三者委員会設置要領

１　目的

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針」に基づき、新潟県の多面的機能支払制度における取組状況の点検及び効果の評価、並びに指導、助言を行うことを目的とする、新潟県多面的機能支払制度第三者委員会（以下、委員会という。）を設置する。

２　役割

委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1)　取組状況の点検
(2)　実施に際しての指導・助言
(3)　効果に関する検証・評価
(4)　その他多面的機能支払制度の推進に関する事項

３　委員会の構成等

(1)　委員会は、別紙の委員で構成する。
(2)　委員長は、委員の互選により選任する。
(3)　委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

４　委員の任期

(1)　委員の任期は、令和 11 年度末とする。
(2)　委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　会議

(1)　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長、委員をもって構成する。
(2)　会議は、必要に応じ農地部技監が招集する。
(3)　会議は、構成員の過半数の出席をもって開会する。ただし、会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任することができる。

６　意見の聴取

委員会は、必要に応じて構成員以外の関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

７　事務局

委員会の事務局は、農地部農村環境課に置く。

８　その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、農地部技監が別に定める。

附則

この要領は令和元年 10 月 15 日から施行する。

附則

この要領は令和６年３月 26 日から施行する。（一部改正）

附則

この要領は令和６年９月　日から施行する。（一部改正）

新潟県多面的機能支払制度第三者委員会　委員

委員名簿は五十音順

令和６年度

分　　野　　等	氏　　名	所　属　・　役　職　等
環境保全活動に関する有識者	五十嵐（いからし）　實（みのる）	学校法人　キャリアテクニカ学園 日本自然環境専門学校　学校長
農業経営者	坪谷（つぼたに）　利之（としゆき）	新潟県農業法人協会 副会長
農政に関する知識を有する報道関係者	原（はら）　崇（たかし）	新潟日報社 論説編集委員会 論説編集委員
学識経験者（農業経済に関する専門的な学識者）	古澤（ふるざわ）　慎一（しんいち）	新潟大学 農学部 農学科 助教
学識経験者（農業土木に関する専門的な学識者）	森井（もりい）　俊廣（としひろ）	新潟大学名誉教授 新潟大学自然科学系フェロー